

第4節 手形小切手訴訟

第31条(手形、小切手訴訟事件の特則)

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×8.8%	×17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	×7.7%	×15.4%
3000万円を超え3億円以下の部分	×5.5%	×12.1%
3億円を超える部分	×4.4%	×9.9%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、22%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、110,000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第11条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第12条の規定を準用する。